

**令和3年第1回東洋町議会定例会会議録**

**(第 2 号)**

令和3年3月11日(木)

**東洋町議会**

余 白

# 令和3年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和3年3月11日(木) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君  
2番 高畠 俊彦 君 3番 小松 熙 君  
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君  
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 松延 宏幸 君  
副町長 長崎 正仁 君  
教育長 蛭子 浩久 君  
会計管理者 生松 克祐 君  
総務課長 大坪 靖幸 君  
税務課長 近藤 真人 君  
住民課長 築地 仲音 君  
産業建設課長 小池 昭平 君  
教育次長 北川 晃彦 君  
地域包括支援  
センター事務局長 田岡 いずみ 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 伊吹 真貴博  
事務局書記 金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のとてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 5番 小野 正路 君 6番 今宮 裕明 君

## 令和3年第1回東洋町議会定例会議事日程

### (第 2 号)

令和3年3月11日(木) 午前9時開議

- |        |       |  |
|--------|-------|--|
| [日程第1] | 議案第3号 | 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて  |
| [日程第2] | 議案第4号 | 東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて  |
| [日程第3] | 議案第5号 | 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて   |
| [日程第4] | 議案第6号 | 東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて                      |
| [日程第5] | 議案第7号 | 東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて |
| [日程第6] | 議案第8号 | 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて   |

- [日程第7] 議案第9号 東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めることについて
- [日程第8] 議案第10号 令和2年度東洋町一般会計補正予算(第6号)を定めることについて
- [日程第9] 議案第11号 令和2年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第12号 令和2年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第13号 令和3年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第12] 議案第14号 令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第13] 議案第15号 令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第14] 議案第16号 令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第15] 議案第17号 令和3年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第16] 議案第18号 令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第17] 議案第19号 令和3年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第18] 議案第20号 令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第21号 令和3年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 発議第1号 公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書について
- [日程第21] 議員派遣について
- [日程第22] 閉会中の継続審査・調査の申し出  
(1)総務教育民生常任委員会  
(2)産業建設常任委員会  
(3)議会運営委員会
- [日程第23] 一般質問



議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和3年第1回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として条例7件、補正予算3件、当初予算9件、発議1件、議員派遣1件、閉会中の継続審査、調査の申出1件の計22件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

始めに、本日3月11日は、東日本大震災の発災から10年を迎えました。亡くなられた方々に謹んで哀悼の誠を捧げますとともに、ご遺族の方々にお悔やみを申し上げます。

また、被災された方々、今なお避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます。

次に、3月4日に予算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。

次に、本定例会で付託を受けた1件の意見書の取扱いについて、総務教育民生常任委員会委員長から報告があり、公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書は、採択との報告がありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。



日程第 1、議案第 3 号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、1 人 3 0 分以内、答弁時間も 3 0 分以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第 5 4 条の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により注意し、従わない場合は発言を禁止します。

それでもなお、議長の指示に従わない場合は地方自治法第 1 2 9 条第 1 項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止または議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第 6 4 条の 2 の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手を願います。反問も制限時間に含まれます。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することのないよう、発言には十分気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

	<p>討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議案第3号、介護保険条例の一部改正について、議案に対する反対討論でございます。</p> <p>令和3年には、最も収入の少ない1段階目の1号被保険者のうち第1段階の470人の保険料を、令和2年度と同額の2万6640円に据え置き、以後3年間増額で徴収する条例改正案とありますが、この第1段階被保険者の保険料は、生活の苦しさを勘案して毎回減額されてきた経緯があります。</p> <p>それが今回据え置かれれば、収入は増えないのに物価の上昇や負担が次々と増えて、困窮している住民さんにとっては一つ一つの増加は少額といえども、合算すれば厳しい生活をさらに直撃すると思っております。</p> <p>【地方自治法第129条の規定により削除】</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>今の発言は議題外ですので、それは取り消してください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>減額の理由でもいけませんか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いけません、それは。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p> <p>このような無駄を省いて</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>取り消してください、まず。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ん、何。</p> <p>ああ、はい。今の分を取り消します。</p> <p>最も苦しんでいる第1被保険者への保険料減額を求めて反対 討論といたします。</p> <p>皆さんの賛同をお願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>次に、賛成討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしとの声あり)</p> <p>次に、反対討論はありませんか。</p>

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第3号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第4号、東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第4号、東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第5号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第5号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第6号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第7号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第7号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。



これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号、東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたのでこれを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。

8番、福島登君。

質疑を始めてください。

<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>早速、始めたいと思います。</p> <p>1つ目です。</p> <p>議案第9号、東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費に係る条例を定めることについて、次の点をお聞きします。</p> <p>1つ目です。</p> <p>選挙運動用自動車を使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成でそれぞれ公費負担を受けようとする場合は、まず、業者と契約を締結し、契約の締結の届け出を役場にし、その後、業者請求により役場が直接支払うという流れでよろしいのでしょうか。それをお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>議員ご理解をいただいておりますとおり、公費負担を受けようとする場合の手続きはこのような流れになると思っております。</p> <p>ただし、町議会議員選挙につきましても供託金制度が導入されますことから、供託の没収とならないことが条件となります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>

<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>2つ目の質問です。</p> <p>選挙用自動車使用契約で、使用期間を選挙期間の5日間とした契約において、仮に選挙が無投票となった場合で、業者から契約どおりの請求が役場にされた場合、全額支払うことになるのか、お聞きをしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>無投票の場合は、告示日のみが公費負担の対象となりますので、5日間とした契約内容のうち、事業者より告示日に使用した分の請求をしていただくことになります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>3つ目の質問です。</p> <p>選挙運動用ビラを立候補者自ら作成した場合及び寄付により作成した場合は、公費負担はできないが、認証を貼ることによって配布することができるのか、ここをお聞きいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長) 福島議員にお答えいたします。 議員ご理解をいただいておりますとおり、公費負担の適用外ではございますが、この選挙運動用ビラにつきましては、候補者自らが作成した場合または有償契約を締結した業者が作成したものににかかわらず、町の選挙管理委員会への届出によって交付されます証紙をビラに貼り付けることによって、配布することが可能となっております。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 8番、福島登君の質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。 (議席より、なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員) 【議会会議規則第64条の規定による本人の申出により取消】</p>

議長

(西岡 尚宏議長)

次に、賛成者の討論はありませんか。

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

私は、第9号議案に賛成の立場から討論をいたします。

今、田島議員の方から、ビラがいかにもどこでも貼ってええよ  
うな、町中いっぱいになるような、そういう皆様へのお話があり  
ました。

選挙ポスターについては、40か所でしたかね。40か所に貼  
ることで、そんなにいっぱいになるということはありません。

それとビラについてもですね、掲示するものではないと、私は  
承知しております。

この公費負担については、今後新しく町議会選挙になろうとす  
る方の手助けになるという考えであると思います。

ただ、供託金については、私の知る限りでは15万円です。

それを出さないかんことで、国は決めております。

その供託金についても、特定の票を取ればですね、返ってくる  
ことになるので今回のこの公費負担については、今も申し上げま  
したが、新たな議員の助けとなると思いますので、私はこの件に  
関しては賛成したいと思いますので、皆さんの賛同をよろしくお  
願いいたします。

(議席より、議長との発言あり)

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>何でしょうか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>先ほどの私の反対討論、</p> <p>(議席より、席で話していいんですかとの発言あり)</p> <p>かまいませんか。どうしましょう。</p> <p>勘違いがありました、申し訳ありません。</p> <p>取り消します。</p> <p>ビラとポスターとの勘違いがありました。</p> <p>申し訳ありません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>取り消すんですね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>分かりました。はい。</p> <p>次に、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしとの声あり)</p> <p>ほかに討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしとの声あり)</p>

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第9号、東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第10号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第6号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

8番、福島登君。

質疑を始めてください。

8番議員

(福島 登議員)

早速始めます。

議案第10号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第6号を定めることについて、次の点をお聞きしたいと思います。

1つ目です。

予算書20ページ14節の光ケーブルテレビ設備工事1千万円について、議案説明では60件分の工事費と説明を受けました。

この件については、現在電波状態が良くない地域の改善策とし

<p>議長</p>	<p>て、行う工事なのか詳細をお聞きをいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>生松会計管理者。</p>
<p>会計管理者</p>	<p>(生松 克祐会計管理者)</p> <p>福島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>この光ケーブルの工事1千万円ということにつきましては、難視聴のところの改善も含めて、東洋町全体で光ケーブルによってテレビが視聴できるようになりました。</p> <p>それは、高知県下の民放3局が加わりまして、今まではNHKだけしか見えなかったんですけれども、高知県下のチャンネルが全て見えるようになりましたので、東洋町全域を対象としたものでございます。</p> <p>この1千万円につきましては、光ケーブルが全くないところでテレビを見たいというところで、新規に引き込む工事でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>2つ目の質問です。</p> <p>予算書20ページ17節の学校保健特別対策事業備品購入費200万円について、購入品等の詳細をお聞きをいたします。</p>



議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>北川教育次長。</p>
教育次長	<p>(北川 晃彦教育次長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>冬季における新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な経費として、1校あたり50万円、4校分200万円を予算計上しております。</p> <p>購入する備品については、現在、各学校と調整中ですが、空気清浄機や石油ストーブ、パーティションなどを予定しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしとの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしとの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしとの声あり)</p> <p>ほかに討論はありませんか。</p>

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第10号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第6号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号、令和2年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 11 号、令和 2 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 12 号、令和 2 年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 12 号、令和 2 年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについての件を、挙手により採決

<p>予算審査特別委員会委員長</p>	<p>します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第11、議案第13号、令和3年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>今宮予算審査特別委員長。</p> <p>(今宮 裕明予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より、報告いたします。</p> <p>3月4日に委員会を開催し、本議会より付託を受けました令和3年度東洋町一般会計予算について、審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>歳入について報告します。</p> <p>まず、使用料及び手数料では、児童福祉施設使用料の施設型給付費分3441万3千円については、両保育園入所者に係る経費に対する給付費であります。</p> <p>次に、国庫支出金では、低所得者対策費国庫補助金561万4千円の対象者については、介護保険料の第1段階から第3段階の低所得者の保険料を軽減した分で、対象者は651名であるなどの質疑、答弁がありました。</p>
---------------------	---

続いて歳出について報告します。

まず、総務費ではV-ONU設置手数料150万円については、新たに光ケーブルに加入する世帯に対し、引込費用の負担50件を予定している。

続いて、聖火リレー会場設置等委託料100万円については、生見サーフィンビーチで4月20日に行われる予定の聖火リレーの走路に2か所の川へ橋を架ける費用であるなどの質疑、答弁がありました。

次に民生費では、出産奨励金120万円の内訳について、第1子20万円の3件分、第2子30万円の2件分であるなどの質疑、答弁がありました。

次に衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種委託料910万8千円については、1人2回、4千回分の接種費用。また、接種の順番は、医療従事者、次に65歳以上の高齢者、次に基礎疾患のある方、最後に一般の方となっているなどの質疑、答弁がありました。

次に農林水産費では、あぐりマッチこうち負担金6万円については、農家の人手不足解消として、農家専用の求人サイト県下6か所を利用するための負担金であるなどの質疑、答弁がありました。

次に商工費では、東洋町観光拠点等整備事業費補助金315万9千円について、観光振興協会が白浜海水浴場にジャンボスライダー(滑り台)を設置するための補助金であるなどの質疑、答弁がありました。

次に土木費では、甲浦インター線整備事業300万円については、県が整備する、甲浦インター線の橋の予備設計費の15パー

セントを町が負担するものであるなどの質疑、答弁がありました。

最後に教育費では、教育振興費役務費 9 万 9 千円については、各学校で予算計上していたが、クラウドフィルタリング手数料が必要となったため、各学校分を合わせて計上したものであるなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成 5 名で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

7 番、田島毅三夫君。

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、一般会計補正予算に関する議案に対する反対討論

<p>議長</p>	<p>をさせていただきます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>当初予算。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>うん。当初予算。一般会計当初予算の各関係議案に対して反対討論させていただきます。</p> <p>本来なら、質疑をしてね、そこで採決するべきやったんですが、ちょっとうちは退席させられたので、できなかったもので、その分討論によって</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>関係のない、必要以外のことは言わんとってください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>1番、諸収入について、ひとつ、まず、反対討論させていただきます。</p> <p>野根漁協への貸付金、残金ですか。残金が992万円残っていると、こう聞いております。</p>

	<p>償還収入の未計上への反対討論です。</p> <p>この２年間で経費 8 万円が返還されたと聞いておりますが、令和 3 年度の予算に歳入の計上はありません。</p> <p>つまり、返還請求権を放棄したことになるのではないのでしょうか。</p> <p>住民さんの住宅新築資金や住民税、固定資産税の滞納には裁判まで起こして差し押さえや強制徴収を行っているのに、なぜ、この貸付金については徴収を免除し、放棄するのか。</p> <p>あまりにも不公平な行政執行には納得できません。</p> <p>討論によって債権回収を放棄する本件予算の可決に反対いたします。</p> <p>これが 1 つ目です。</p> <p>2 つ目に、南四国アイランド活性化協議会負担金 1 3 0 0 万円の支出に対する反対討論です。</p> <p>この協議会は野根川開発を目的として前年度は 1 2 0 0 万円、今年度は 1 3 0 0 万円を注ぎ込もうとしておりますが、この N P O とは全く姿が見えておりません。</p> <p>審査特別委員会で、計画書の提出と事業内容の説明を求めたところ、説明のとおり、議員団からですね、猛烈な反発が出て発言が停止され、出席を禁止されて、質疑できませんでした。</p> <p> </p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p> <p> </p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そこで、</p>
--	--

議長

7 番議員



議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そんなん言うたって、そういう関係のない、議案のことだけを言うてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>その結果、審査会後に提出された南四国アイランド協議会の令和3年度事業計画書によりますと、皆さんいただいていますね。</p> <p>その計画書がありますが、それによりますとですね、野根川とフランスのバスク地方の川と姉妹提携をする費用200万円、野根川の整備調査費が200万円、南四国のブランド品の開発費用400万円、地域のPR費用150万円、旅行客の誘致費用150万円、DMV集客案作成費用として50万円、夏以外の観光客誘致と、その情報提供費用として150万円、計1300万が計上されております。</p> <p>しかし、その内容の説明がない上、前年度の活動実態も全く明らかでないのです。</p> <p>また、町から提出された上記の計画書をですね、よく見ますと予算説明用に町が作った資料であって、NPOから申請された資料ではありません。</p>

<p>議長</p>	<p>なぜ、直接NPOから、直接提出させないのでしょうか。</p> <p>NPOの事務所に保管し、開示が義務付けられた役員名簿や収支決算書などを町に開示請求したら、町には存在しない。NPOに請求せよと拒否されたので、NPOに請求すると、役員の住所が黒塗りで開示されてきました。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ちょっと幅が広がっておりますよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>うん、なってると思います。</p> <p>しかし、それを言わないと意味が分からんと思いますので。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、そんなこと言いよったら果てがないので、注意しておきます。</p> <p>もっと簡明にやってください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そこでうちは、配達証明で請求したんですよ。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今言うたでしょう。</p> <p>そういう、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>よし、分かった。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議案に対してのことやき、そんな、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>よし、分かった。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>余分なことは要りませんので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>こんなですね、不可解でずさんな事業に、なぜ議会は賛成する のか。</p>

生活困窮する住民さんの多額の血税を支出するなどは、絶対に認められません。

反対し、討論いたします。

これが2つ目です。

それから3つ目の反対討論です。

特別職の報酬審査委員報償費として4万5千円計上されておりますが、これについて反対討論いたします。

町長が自分の給料が適当かどうかの審査を諮問する審査委員7人を、審査される町長が任命し審査させるなど、あまりにも住民さんを馬鹿にしていると思いませんか。

こんな予算は認められません。

よって、委員報償費支出に反対して討論とします。これが3つ目です。

4つ目。

ごめんね、ちょっと今日は体が偉うてね。はあはあ言うてます、すいません。

議長

(西岡 尚宏議長)

要らんことは言わんとってください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

審査過程が不明瞭な勤勉手当2700万円の支出に反対します。

予算書には期末勤勉手当として、2つの手当を合算させて計上し、双方の金額が明らかでない上、問題のある職員も含めて全職員に平均月額約5万円が支給されております。

その日の生活に困窮する住民さんが多数いる中で、こうした不明瞭な勤勉手当は問題です。

よって、特に優秀な職員のみには報償費としていくらかを支給する手当に改正するよう、何度も提案してきましたが、一向に改善の気配はありません。

こうした、住民さんの血税の使途が不明瞭な支出には議員として賛成できません。

よって、反対して討論といたします。

5つ目です。

災害時要援護者支援システムなど、計141万円が計上されておりますが、これについての反対討論です。

誰が誰を連れて逃げるのか、また、どこにどのような人が支援を待っているのかも公開されておられません。

その支援者が、支援に行けない時はどうするのかなどの規定もありません。

さらに、年に一度の体調審査、その人の、要支援者のですね、体の具合ですね。審査では、日々変化する体調の変化は無理があります。1年に一度では。

こうした実際効果のない避難支援事業は公費の無駄遣いであるとして、避難場所ごとに避難するグループを結成して、日々の近所付き合いの中で互いに助け合う避難態勢を作ろう。

そうすれば、日々変わる体調や、通院やデイサービスの参加状況の把握もできるし、個人情報も互いに知り尽くせるのであります。

こうした、事情に合った成果の出る計画書を作ろうと何度も提案してきております。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。また幅が広うなっておりますよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>こうした、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もっと簡明にやらんと、なんぼ反対討論でも、もう7分、もう8分になりますので、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>時間制限あるのかね、これは。</p> <p>(議席より、時間制限ないけど、コロナでみんな自粛しとんやろとの発言あり)</p> <p>こうした、進みます。</p> <p>こうした実行不可能な、形だけの計画書の無駄には反対し、討論とします。</p>

	<p>全員の賛同を求めたいと思います。</p> <p>6つ目です。</p> <p>聖火リレーの経費100万円の使途に対する反対討論です。</p> <p>4月20日に聖火ランナーが生見の浜を走るために、浜の小川2か所に鉄の橋を架ける費用として100万円が計上されました。</p> <p>しかし、普段サーファー以外は誰もいない浜を聖火が走っても、何ら喜ばしくはないと思いますし、終われば撤去する橋に100万円を支出するなど生活困窮者が最も県下でも多い、そういう住民さんに対してですね、気持ち的にも無視した、そういう住民さんの気持ちを無視したような、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>無駄遣いであります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今の、最後の言葉は議案と関係ない。</p>

7 番議員	<p>そういうのはもっと簡明にやってもらわんと困ります。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>代わりに白浜海岸を走ればと思いますが、どうでしょうか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今言うたところでしょう、あなたは。</p> <p>何で白浜海岸が出てくるんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういうことを、結局ここはいかなんだ、どこをするかということとは必要でしょう。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そういうことは要りません。</p> <p>その議案に対しての反対討論ですから、自分の意見を言わないでください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>よし、分かった。</p>



	<p>こうした町費の無駄支出には賛成できません。</p> <p>以上の理由をもって反対討論とします。これが6つ目です。</p> <p>7番目。</p> <p>DMVイベント負担金2600万円の反対討論です。</p> <p>今回で町負担が約1億6千万注ぎ込まれておりますが、全く先の内容も見えておりません。</p> <p>運行予定では、平日は海南の文化村を発車して海南から線路に、それから甲浦駅で降りて海の駅を経由してリビエラまで行くという想定で、今計画されておりますね。1日10往復すると聞いております。</p> <p>また、土日、祝日は海南から室戸まで行き、リビエラへ引き返すコースを1日1回運行し、合計年間1万2千人の乗客を見込んでいると聞いておりますが、こうした計画どおりにいくんでしょうか。</p> <p>これは私は、あまりにも計画がずさんすぎる。</p> <p>そして、もっともっと住民さんの意見を聞かなければいけないと思います。</p> <p>各産業、例えば農林、漁業、商業、そういう方たちの</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>意見を聞かなければいかんと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>田島議員。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議題外の発言はやめてください。注意しますよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これぐらいはいけるやないの。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それと討論は簡明にやってください。注意しておきます。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>確かに、当初は珍しい半分の乗客があると思いますが、これではとても採算は取れない。</p> <p>計画の改善を求めて反対討論といたします。これが7つ目です。</p> <p>8 番目。</p> <p>野根冷凍施設の使用料及び手数料の未計上について、反対討論します。</p> <p>設置後約10年となりますが、野根漁協の冷凍施設の使用料歳入計上はなくなっております。載っていません。</p> <p>電気も水道も休止されて久しいですが、こうした立派な施設を放棄し、民間に貸し出し稼働もさせようという意見にも返答ござ</p>

	<p>いません。</p> <p>このままでは、過去の畜養施設同様、国から何千万円もの罰金が、返還が、指示が出ると思います。</p> <p>そういうことも踏まえて、この全く手を打たない、こういう対応に対して反対討論させていただきます。</p> <p>未計上に対する反対討論です。</p> <p>9番目になります。</p> <p>特用林産業新規就業者支援事業1200万円の補助金交付に対する反対討論です。</p> <p>この特用林産支援事業は平成28年度から計画されてきましたが、平成30年度にはマンツーマンで指導するという研修計画規定に反し、</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そういうのは田島さん、関係ないことです。</p> <p>7番議員 (田島 毅三夫議員)</p> <p>どうしてですか。</p> <p>議長 (西岡 尚宏議長)</p> <p>議案に対してだけやってください。</p> <p>さっきも言いましたが、討論は簡明にやってください。2回目ですよ、注意するのは。注意します。</p> <p>7番議員 (田島 毅三夫議員)</p> <p>特用林産支援事業というのは計上されているんですよ、予算書</p>
--	--

議長	<p>に。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>計上されても、その30年のそのどうたらこうたらいうのは関係ないでしょう。</p> <p>あなたのそれは、意見でしょ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それを言わんと、意味が分からないでしょう。</p> <p>まあ、その計画書、その</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう2回注意しましたんでね、よう考えちよってくださいよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>その今言う、計画書、説明が受けておりませんので分かりませんが、どういう</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それはあなたが、自分のせいでしょう。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうしてですか。</p> <p>私の何が</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>あなたが委員長の言うことを聞かないからそうなったんでしよう。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ここで議論しますか、あなたと。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、あなたと議論する必要ないですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そうよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたがそういうことを言うから言いよんでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほんなら中間縮めます。</p> <p>こうした実態説明のない、違法、不当な補助事業には賛成できません。</p> <p>県及び町要綱に沿った実行可能な計画書を作成し、要綱に沿った運営がなされるまで、また、この指導員補助金は停止するよう求め、反対討論とします。</p> <p>もう最後だけです。</p> <p>最後の討論になります。10番目です。</p> <p>防災訓練に伴う災害用非常食購入費16万5千円についての反対討論です。</p>

各地区で防災訓練をしております。うちは甲浦東ですけれども。

東は溝渕石油の所まで上がって行って、そこで解散しているんですけれども、こうした現行のような特定場所に集まり解散する防災訓練では、いざの時の訓練にはならないと思っております。

どうでしょうか。

避難所ごとに逃げる、そういうグループを作ったの逃げる場所に、自分たちが逃げる場所に、逃げる防災訓練にしなければ意味がないと考えております。

そういうたら、この今回の16万5千円の災害用非常食購入費というのは無駄になりはしないかと、こういうことであります。

どうか私が今まで言ってきたような、こういうその、現実的な、実際効果のある防災訓練になるよう求めて反対討論といたします。

以上です。

ちょっと分かりにくかったかな。途中大分抜けましたんで。申し訳ありません。

議長

(西岡 尚宏議長)

次に、賛成者の討論はありませんか。

2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦議員)

それでは賛成討論を始めさせていただきます。

私は、令和3年度一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

議長

令和3年度の一般会計では、財政の大変厳しい中、予算総額で前年度比、23パーセント減の約27億9千万の予算としながら、今年度最大の課題となる新型コロナウイルスワクチン接種の事業や防災減災対策に係る予算など、住民に直接かかわる事業を重視し、コロナ禍での観光振興の新たな取組にも予算化されております。

農林水産業費及び商工費の減額はあるものの、メリハリある予算となっております。

予算執行では各事業費の精査も含め、最小限の予算で最大の成果を得るよう強く願い、令和3年度一般会計予算に賛成し、私の賛成討論といたします。

(西岡 尚宏議長)

次に、反対者の討論はありますか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありますか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第13号、令和3年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

<p>予算審査特別委員会委員長</p>	<p>お諮りいたします。</p> <p>3月1日に開催されました議会運営委員会において、予算審査特別委員会からの特別会計予算の審査結果報告は、一括報告とすることに決定しておりますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、さよう決しました。</p> <p>よって、日程第12、議案第14号、令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件から日程第19、議案第21号、令和3年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについてまでの8件の予算審査結果を、この際一括報告したいと思います。</p> <p>今宮予算審査特別委員長。</p> <p>(今宮 裕明予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月4日に委員会を開催し、本議会より付託を受けました令和3年度特別会計予算8件について審査を行いました。</p> <p>なお、質疑の詳細については報告書をご参照ください。</p> <p>まず、令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、審査結果を報告します。</p> <p>質疑の主な内容は、住宅新築資金貸付金徴収業務巡回報償費126万4千円については、徴収や訴訟関係の定期的な指導を受けるための報償費であるなどの質疑答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成5名で原案のとおり</p>
---------------------	--



り可とすることに決しました。

次に、令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について、審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、葬祭費60万円については、1名につき4万円で、15名分を計上しているものであるなどの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成5名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、審査結果を報告します。

本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査をした結果、本案については賛成5名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和3年度東洋町介護保険事業特別会計予算について、審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、地域密着型介護サービス給付費8200万円については、本人負担割合が1割である場合、町が9割を国保連合会に支払いをするもので、国保連合会に対して支払いする金額を計上しているものであるなどの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成5名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計予算について、審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、ホームヘルプサービス事業自己負担分52万円については、39名分の自己負担分を見込んでいるなどの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成5名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和3年度東洋町下水道事業特別会計予算について、審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、一般会計からの繰入金7935万7千円が前年度より増額した理由については、長寿命化計画の中で建設事業が増えたことによるものであるなどの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成5名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について、審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、水道使用料現年度分4650万円の件数と滞納繰越分50万円の件数については、現年度分は1980件、滞納繰越分は前年度の実績をもとに47件分であるなどの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成5名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和3年度東洋町観光施設事業特別会計予算について、審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、生見駐車場警備委託料100万5千円については、生見駐車場を警備会社に委託するものであるなどの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成5名で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

日程第12、議案第14号、令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第14号、令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号、令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第15号、令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第16号、令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第16号、令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採

決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号、令和3年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第17号、令和3年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第18号、令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありますか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありますか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありますか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第18号、令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第19号、令和3年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありますか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありますか。

(議席より、なしとの声あり)



ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第19号、令和3年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第20号、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第20号、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第21号、令和3年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしとの声あり)

<p>6 番議員</p>	<p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしとの声あり)</p> <p>ほかに討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしとの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第 21 号、令和 3 年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 20、発議第 1 号、公立学校教員に 1 年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書の件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>6 番、今宮裕明君。</p> <p>(今宮 裕明議員)</p> <p>発議第 1 号、公立学校教員に 1 年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第 14 条の規定により議会に提出する。</p> <p>本日提出であります。</p> <p>提出者は、私、今宮裕明。</p>
--------------	--

賛成者は、小野正路、福島登の各議員であります。

本件は、令和3年第1回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。

3月4日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。

お手元の意見書案をご参照ください。

それでは趣旨説明をいたします。

国が令和元年12月4日に小、中、高、特別支援学校を含めた教職員の勤務時間を繁忙期に通常の勤務時間を延長し、代わりに夏休みなどの勤務時間を縮める1年単位の変形労働時間制を導入できるよう、法律の義務教育小学校等の教職員の給与等に関する特別措置法を一部改正しました。

この制度による業務の削減効果はなく、日常における教職員の労働環境の抜本的な改善策とは言えません。

教職員が子どもたちとしっかり向き合い、寄り添い、子どもたちの健やかな成長を育むことのできる条件整備こそが、求められています。

よって県、県教育委員会においては、次のことを実行されるよう求めるものです。

1として、1年単位の変形労働時間制を導入のための条例を制定しないこと。

2としまして、教職員が子どもたちとしっかり向き合い、授業の準備をする時間の確保など、教育の質の保障という観点から教職員の増員を行うこと。

また、定数改善を含め、関係機関に要請すること。

議長

以上の2つの項目を実現されるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により、県知事、県教育長に意見書を提出するものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りいたします。

本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより、発議第1号、公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第21、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定によ

りお手元に配布したとおり、令和3年5月19日、東京国際フォーラムにおける正副議長研修会、5月20日、国土交通省などへの海部郡安芸郡議長連合会の中央要望へ、それぞれ議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第22、閉会中の継続審査、調査の申出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。

ここで、お諮りいたします。

それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

ここで休憩をいたします。

再開は、10時45分です。

(休憩時間：10時22分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時45分)

日程第23、一般質問を行います。

質問時間は1人20分以内、答弁時間も20分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき3回まで認めますが、再問は執行部からの答弁に対する質問といたします。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、従わない場合は発言を禁止します。

それでもなお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止または議場外への退去を命じます。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手を願います。反問も制限時間に含まれます。

質問の通告が3名ありました。

発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することのないよう、発言には十分に気をつけてください。

初めに、2番、高島俊彦君。

件名は、新型コロナウイルスのワクチン接種についてほか2件であります。

答弁者は町長ほかとなっております。

2番、高島俊彦君、質問を始めてください。

2番議員

(高島 俊彦議員)

	<p>それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。 よろしく願いいたします。 いいですかね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 始めてくださいよ。</p>
2 番議員	<p>(高畠 俊彦議員) そっちでごちゃごちゃしよったきん。 いらんこと言うたらいかん。 それでは1問目の質問をいたします。 新型コロナウイルスのワクチン接種について、5つほど質問させていただきます。 ①といたしまして、コロナワクチン接種は強制的なものか。 断ることもできるのか、お聞きいたします。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音住民課長) 高畠議員の質問にお答えします。 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、予防接種法第9条第1項及び第2項の規定により、予防接種を受ける努力義務となります。 この予防接種の目的につきましては、感染拡大を防止し、国民</p>



	<p>の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組むものであります。</p> <p>ワクチン接種を強制するものではありません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>
2 番議員	<p>2 番、高島俊彦君。</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>その代わり、強制的ではないということは、断ることもできるんですよね。</p> <p>それでは、2 つ目の質問をさせていただきます。</p> <p>県内でも3月8日、土佐市民病院では優先接種30人にコロナワクチンを接種し、9日から1日50人の割合で接種していると高知新聞に掲載されておりましたが、東洋町での初回のワクチン接種の</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>
議長	<p>高島議員。</p>
2 番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p>
議長	<p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>
	<p>2 番の初回のワクチン接種の、ここを1回先に言わんと。</p> <p>それ除けて言うたら分かんですよ。</p>

2 番議員	<p>一般質問通告書に書いちゃうでしょう。</p> <p>②の初回のワクチン接種と、日程と場所、2回目のワクチン接種の、これを言うてからそこを入れていかんとあなた、</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>いや、それまでに情報が入ったもんやき、そのがを言うてから、続きでやっておるんですが。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>これをちゃんと1回言うてもらわんと、聞っきゆう人分かりません。</p>
2 番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>そうですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それを言うてから、入ってください。</p>
2 番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>初回のワクチン接種の日程と場所、2回目のワクチン接種は何日後になるのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>住民課長</p>	<p>築地住民課長。</p> <p>(築地 仲音住民課長)</p> <p>高島議員の質問にお答えします。</p> <p>現在、特例承認を受けているファイザー社のワクチンが最初に届けられる予定ではありますが、東洋町へのワクチン到着日は決まっておられません。</p> <p>接種日程につきましても未定でございますので、ワクチンの到着日が決まり次第、接種日程についてお知らせしたいと考えております。</p> <p>65歳以上の高齢者の予防接種につきましては、東洋町B&amp;G海洋センターにおいて集団接種を行う予定をしております。</p> <p>また、2回目のワクチン接種の間隔についてですが、ファイザー社のワクチンでは3週間後に行うこととなります。</p> <p>例えば、4月1日木曜日に1回目の接種を行うとすると、2回目の接種は4月22日木曜日となります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>ちょっと再問いたします。</p> <p>東洋町でも、優先接種者とか65歳以上の高齢者、一般接種者というように優先順位をつけるんですかね、順番に。</p> <p>そのところを、ちょっと教えていただきたいと思います。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音住民課長) 高畠議員の再問にお答えいたします。 まず、優先順位である65歳以上の高齢者の方の予防接種を先に打つことが先決でございます、そのほかの日程につきましては、東洋町の65歳未満の人口の人数でありますとか、その際に届けられるワクチンの種類によって今後検討をしていきたいと考えております。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 2番、高畠俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員) ありがとうございました。 それでは3つ目の質問に入りたいと思います。③の質問に。 コロナワクチン接種後、人体への反応時間を設けていると聞きますが、東洋町の場合、待機場所は構えてあるのかお聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 築地住民課長。</p>

<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音住民課長)</p> <p>高島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>集団接種会場につきましては、先ほどもお答えをいたしました が、東洋町B &amp; G海洋センターを予定しておりまして、会場内に、 経過観察場所、救護場所などをパーテーションなどで区切り、プ ライバシーなどにも配慮した配置を想定しております。</p> <p>接種後のアナフィラキシーなどに対応するために、経過観察時 間を30分と考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、④の質問に入ります。</p> <p>何ですよね、結局よ、接種者の65歳以上の人たちの送迎です よね。</p> <p>そういうのは、どうしようにするのですかね。</p> <p>お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音住民課長)</p> <p>高島議員の質問にお答えいたします。</p>

	<p>まず、65歳以上の高齢者の方が集団接種を行うこととなります。</p> <p>会場は東洋町B&amp;G海洋センターを予定しているため、お車でお越しになる方以外につきましては、バスの利用を考えております。</p> <p>バスを利用される方が多い場合に備えまして、町のバスのほかに大型バスの借上げを予定しております。</p> <p>バスを周遊させて送迎をするという形を予定しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高島議員。</p> <p>その、ありがとうございましたは要りませんので。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>そうございますか。</p> <p>それでは⑤の質問に入ります。</p> <p>コロナワクチンを保管する冷凍庫ですよ。</p> <p>東洋町には、もう配布されているんですかね。</p> <p>お聞きいたします。</p>

	<p>(西岡 尚宏議長) 築地住民課長。</p> <p>(築地 仲音住民課長) 高島議員の質問にお答えします。 マイナス75度に保つ冷凍庫、ディープフリーザーは3月16日に東洋町へ到着する予定となっております。 以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員) 再問いたします、それについて。 冷凍庫が来たらですよね。試運転なりをせんと一遍、コロナワクチンを保管に適した温度に下がるのかどうか、すぐ試運転をすると。 そうでなかったら、ミスもありましたわよね。 なんか、ワクチンが、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 高島議員。 あなた最初にその、試運転のことを忘れて言わなかったでしょう。</p>

2 番議員	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>質問のがを。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>要するに、執行部に対しての再問になりますき、あなた最初これ抜けて言わなかったですよ。</p>
2 番議員	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>そうやね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>最初しか。</p>
2 番議員	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>分かりました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>これは再問に適さないと思いますので、また何かで聞いてください。</p>
2 番議員	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>また、ほいたら後で聞きます。</p> <p>それでは、コロナワクチンについてはそれくらいにして、次、2つ目といたしまして、防災倉庫についてお聞きいたします。</p> <p>甲浦西4の2区に造ってある南海トラフ地震対策のための避難場所の避難階段の上ですよ、想定外の津波がきたち、結局よ、</p>



	<p>津波が上がってこんという場所ですけど、何年も前から設置すると言いながら、まだ防災倉庫が出来てないんですが、どうなっているのでしょうか。</p> <p>お聞きいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高畠議員。</p>
2 番議員	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>机のもんも持って帰らんと。</p> <p>机の上のはちゃんと持って帰らんと。</p> <p>長崎副町長。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>甲浦西4の2区の津波避難場所への新たな防災倉庫の設置につきましては、以前、地区からの要望があるということで、議員からお話があったと伺っております。</p> <p>ただ、その当時はですね、一つの自主防災組織に対して一つの防災倉庫しか県補助金の対象とならなかったということ、それから、山の上に防災倉庫を建築するとなりますと、建築基準法上の制約がありまして、許可が下りるまでにかかなりの時間を要することがネックとなっております、増設は難しいということが現実</p>

でありました。当時ですね。

現在では、その問題はクリアしている、あるいは、緩和をされておりますので、先日改めて、ご質問にもありますように、議員から地区要望を代弁をしていただきました。

手続き上、地区からの要望書の提出があり次第、速やかに、新たな防災倉庫の設置に向けて進めてまいりたいと考えております。

議長

(西岡 尚宏議長)

2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦議員)

今の答弁に対して、再問をいたします。

地区からの要望があれば造ってくれるということですよ。設置してくれるということですよ。

議長

(西岡 尚宏議長)

そこでそう聞いてもいかないので、そこで言うたらこっちがまた答弁するき。

2番議員

(高島 俊彦議員)

何年やりよんのんな。

南海トラフ地震、30年以内に70パーセントから80パーセントの確率で来るといわれております。

持ち帰って地区に話して、要望書を早く出せということをもた相談いたします。

<p>議長</p> <p>総務課長</p> <p>議長</p>	<p>なるべく早くよろしく願いいたします。</p> <p>それでは3つ目の質問に入っていきます。</p> <p>甲浦灯台購入の件についてお聞きいたします。</p> <p>本年度、当初予算に購入予算が計上されていないがどうなっているのか、お聞きいたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p> <p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>甲浦灯台の購入につきましては、令和2年6月議会で経過報告などを申し上げたところでございますが、本年3月末には、この土地等を海上保安庁から国有地を管理いたしております四国財務局、高知財務事務所へ移管される予定であるとお聞きをしているところでございまして、これから本事務所の内部におきまして、国有地の処分に向けて必要な手続きが進んでいくことになろうかと思っております。</p> <p>従いまして、本町といたしましても、購入の時期、用途が見通せない中での予算化は見送るべきと判断いたしましたところでございます。</p> <p>今後、国と意思疎通を図りながら、購入できる環境が整いましたら予算措置を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
---------------------------------	---

<p>2 番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2 番、高島俊彦君。</p>
<p>議長</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>再問いたします。</p> <p>財務省に、手続きができればですね、本町の方にそういう手続きができたという連絡があるんですかね。</p> <p>ひとつ、よろしくお願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>議長</p> <p>2 番議員</p> <p>議長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>再問にお答えいたします。</p> <p>国の方と意思の疎通を図りながらということ、ご答弁させていただきました。</p> <p>情報につきましては、国の方にですね、情報収集をしながら購入に向けて進めていきたいというふうに考えております。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2 番、高島俊彦君。</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>よろしくお願</p>

2 番議員

(西岡 尚宏議長)

ありがとうございましたは要らん。

(高島 俊彦議員)

口癖になっちゅう。

甲浦灯台、多数の人たちが昔のような甲浦灯台から太平洋を一望できる、花見もできるというようなことを多くの方が、またその復活を願っておりますので、よろしく願いましたし、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長

(西岡 尚宏議長)

2 番、高島俊彦君の質問が終わりました。

続いて、8 番、福島登君の質問を許します。

件名は、コロナ感染防止を目的とする住民への情報公開と感染対策の呼びかけについてほか 4 件であります。

答弁者は、町長ほかとなっております。

8 番、福島登君、質問を始めてください。

8 番議員

(福島 登議員)

早速始めます。

1 つ目の質問です。

コロナ感染防止を目的とする住民への情報公開と感染対策の呼びかけについて、次の点をお聞きします。

1 つ目です。

現時点において、住民への情報公開と感染対策の呼びかけについて、感染者や濃厚接触者に配慮した内容か、また、どのような

<p>議長</p>	<p>方法で行われているかをお聞きいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>議員ご承知のとおり、高知県内でコロナの感染者等が出た場合には、福祉保健所管内での感染状況等が公表されているところでございます。</p> <p>住民への対策の呼びかけでございますが、2月2日から12日までの計4回、防災無線を利用しまして、3密の回避、マスクの着用やうがいなどの基本的な感染防止の呼びかけを行うと共に、広報とうようでも新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口や感染防止対策などをお知らせしてきたところでございます。</p> <p>さらに2月7日、地域防災センターにおきまして、集落活動センターなご主催によります、コロナ感染症の正しい知識と題したセミナーを開催し、2月21日にはIP告知端末を活用してコロナ対策の疑問点や注意すべきことについて、町内放送セミナーというご視聴での形式により啓発に取り組んできたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p> <p>8番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>

(福島 登議員)

ただいまの、総務課長の方から、どのような方法でということ  
でいろいろな方法で行っているという答えがありました。

一つ、再問させていただきます。

コロナ対策における住民への情報公開や感染対策の呼びかけ  
については、各自治体で取組に温度差があるようです。

文科省の公式サイトには、コロナに関するQ & A、これはQ &  
Aというのは皆さんご承知のように、疑問に答えるようなサイト  
でのページが設けられてあります。

そのほかにですね、お年寄りが理解しやすいような、大きなイ  
ラストを使ってですね、家庭で役に立つ生活の各場面での注意点  
など、様々な情報が公開をされています。

ですが住民の中には、ネット環境がない方が多くおられますの  
で、なかなか見ることはできません。

役場の職員の皆様にはですね、ぜひ与えられた情報だけでな  
く、住民生活に必要な情報は、取りに行って活かす、そのような  
姿勢でコロナ感染防止に努めていただきたいと思います。

ワクチンの接種の準備を進める中で、まだ変異型ウイルスの感  
染も拡大を心配されています。

住民に少しでも安心して生活していただけるような情報公開  
や呼びかけについて、どのように考えているのかお聞きをいたし  
ます。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

<p>議長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>再問にお答えいたします。</p> <p>議員ご指摘いただきました内容を踏まえまして、必要な情報は、これからコロナワクチン接種も始まってきますので、更に広報紙の方を有効活用させていただいて、住民の皆さんに周知を図っていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>2つ目です。</p> <p>コロナ禍における地域活性化策について、お聞きをいたします。</p> <p>国のコロナ関連予算も配分されるとお聞きをいたしております。</p> <p>このことについて次の点を問います。1つ目です。</p> <p>地域の産業及び商業の活性化策について、まずはお聞きをいたします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p> <p>(小池 昭平産業建設課長)</p>



それでは、私の方から福島議員の質問にお答えさせていただきます。

地域の産業及び活性化につきましては、今議会の一般会計の6号補正予算にも、いくつか計上させていただいておりますが、交付金を全て使っているわけではございませんので、今後もコロナウイルス感染症対応交付金を活用しながら、地域の産業や活性化策について検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

再問いたします。

今、答弁の中には頑張ってくださいという中で、3年予算の中に何かあると思うんですよね。

もうちょっと具体的に言えることがあると思うんですよ。

せっかくのね、接種も終わった後の産業振興とか商業の活性化ということで、予算もつくと思うんですよ、今後ね。

そういうことも含めてですね、今考えとるもう少し中身について聞きたいと思いますが、いかがですか。

議長

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

<p>議長</p>	<p>福島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>この臨時交付金ですけれども、3次補正で配分額がですね、決まったのが2月の末ぐらいやったのですかね、ですので検討できていたものについては6号補正に計上して繰り越して計上すると。</p> <p>後残っている分につきましては、国の動向も必要でございますし、6月の補正で計上していきたいというふうに考えておりました、本省繰越という、総務省か、通常は補助金なんかをいただいて事業を執行するわけですが、それは各自治体で繰越という手続きを踏むわけですが、国の方が本省繰越というんですけれども、本省の方で繰越の手続きをすると。</p> <p>それはいつ予算化してもいいというような許可をいただくという手続きになっておりますので、6月補正でですね、検討していきたいというふうに思っております。以上です。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>町長から今、6月補正で何とか今後の施策を考えたいということがありました。</p> <p>今、G o T oをいろいろやりよります。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、再問ですか。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p>

	<p>再問です。</p> <p>G o T o トラベル今止まっております。</p> <p>G o T o E a t もあります。</p> <p>ただです、これら見てみてもですね、東洋町に実際にですね、お金が落ちるやいうことはなかなか考えれないと思うんですよ。</p> <p>その中でやはり、過去の議会でも質問しましたが、商品券や地域振興券ということも頭に浮かんでくると思うんですよ。</p> <p>その当たり、6月補正で考えるということなんですが、その当たりの考えを、できたら町長にご答弁願いたいがいかがでしょう。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>そのようなことも含めましてですね、検討していきたいと思っております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>3つ目の質問に移ります。</p> <p>地域おこし協力隊の増員と新制度の活用について、次の点をお聞きします。</p>

<p>議長</p>	<p>1つ目です。令和4年に任期を終える現在の地域おこし協力隊を3年度に増員募集し、更なる観光振興を図る必要があると考えます。</p> <p>執行部のお考えをお聞きします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p> <p>(小池 昭平産業建設課長)</p> <p>それでは、福島議員の質問にお答えさせていただきます。</p> <p>福島議員が言われますとおり、現在2名配置されています地域おこし協力隊の任期は令和4年中に2人とも任期を終えますが、できる限り途絶えないようにするために、本年4月以降に観光振興に携わっていただく協力隊2名の募集を行う予定にしております。</p> <p>また、観光振興とは別にですね、農業での地域おこし協力隊も本年の4月以降、1名募集するようにしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p> <p>8番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>ご答弁の中に、今の任期を終える2人の募集と増員1名ということでお聞きをしました。</p> <p>他町ではですね、かなりの地域おこし協力隊をですね、使って</p>

ですね、地域振興につなげておりますので、今後ともなかなか人がいないということもお聞きしておりますが、今後ともできるだけ頑張って募集の方をしていただきたいと思います。

2つ目の質問に移ります。

地域おこし協力隊の経験者を採用できる総務省の新制度、地域プロジェクトマネジャーを活用して、本町でも地域おこし協力隊を経験した方をもう一度採用する考えはないかお聞きをいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平産業建設課長)

それでは、福島議員のご質問にお答えさせていただきます。

地域プロジェクトマネジャー制度についてですが、ちょっといつの新聞か忘れましたが、新聞の方に載っていたのを私も拝見しました。

その中でですね、地域プロジェクトマネジャー制度とは令和3年度、本年度から新設された制度でございまして、重要プロジェクトを実施する際に、外部の専門家や地域おこし協力隊のOB、OGなどの地域関係の深い専門家などを招いて、現場責任者として事業統括をする制度であると認識しております。

町としましても、令和3年度は先ほども答弁させていただきましたとおり、通常の協力隊を募集いたしまして、観光振興及び農業支援を行っていきたいと考えておりますが、今後そのようなプロジェクトマネジャーが必要になれば、募集等も検討していき

<p>議長</p> <p>8番議員</p>	<p>たいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。</p> <p>プロジェクトマネージャーについては、今後検討するというこ とで、お聞きをいたしております。</p> <p>観光振興やレストラン経営などのマネジメントを経験した人 を雇うのか、それとも新たにですね、育てるのか。</p> <p>どちらにしてもですね、3年から4年の任期ではですね、短い と思うんですよ。</p> <p>長期に雇用することです、移住促進にもつながるといふ うに考えます。</p> <p>このことについて、ご答弁をいただきたいと思います。</p>
<p>議長</p> <p>産業建設課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p> <p>(小池 昭平産業建設課長)</p> <p>福島議員の再問にお答えします。</p> <p>プロジェクトマネージャーについてですが、今現在、国の方か ら言われておりますプロジェクトマネージャーについては、任期 を最大3年というように決められておりまして、プロジェクトマ</p>

	<p>ネージャーにつきましては3年以上の継続での町の予算措置はないということを聞いております。</p> <p>それと協力隊の方になってきて短いということなんですが、3年任期終わりましたも、定住されている方も一組おりますので、今後もそういった方が定住していただけるように話はしていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(議席より、総務課長・・・との発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島君。</p> <p>そこで私語を言うたら戻れんなるき。</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>小池課長の補足ということになりますけども、地域おこし協力隊の国の制度はですね、3年間ということになっています。</p> <p>その制度を利用される方というのは、田舎で暮らしていくということを前提に応募とかをされておりますので、その隊員期間である3年間の中で自分が何をやりたいか、そういったものを見つけていただく期間として設けておりますので、そこから更に定住、移住につながっていくようなことを考えていただけたらというように思っております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

8 番議員

8 番、福島登君。

(福島 登議員)

次の質問に移ります。

4 つ目の質問です。

DMV の運行計画と活用策について、DMV の導入については、本町も資金面で応分の負担をしてきました。

導入を契機に公共交通としての利活用や観光に活かすことが、交通弱者の移動手段の確保や地域振興につながると考えています。

このことについて、次の点をお聞きします。

まず 1 つ目です。

DMV の運行経路や途中停車場、休日運行なども決まっていると思います。

これら運行計画について、まずお聞きします。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

福島議員のご質問にお答えいたします。

お手元にですね、A 3 資料の 1 枚ものの紙をお配りさせていただいております。

DMV の運行ルート全体の計画というものになっております。

この DMV の運行ルートでございますが、まず、走行距離は鉄道区間で約 10 キロメートル、バスモードでは約 5 キロメートル



を走ることになります。

起終点となる停留所ですが、阿波海南文化村と道の駅穴喰温泉となります。

平日では、例にしますと往路を阿波海南文化村をバスモードで出発し、阿波海南駅で鉄道モードにチェンジをして海部駅、穴喰駅に停まり、甲浦駅でバスモードに変わります。

その後、海の駅東洋町と終点の道の駅穴喰温泉までが、運行ルートになりまして、合計7つの駅やバス停に停まることとなります。

この後、復路ですが穴喰温泉を起点に先ほどのルートに戻っていきまして、阿波海南文化村が終点となります。

平日は10往復を予定しておりまして、運行時間は片道で約30分程度となる見込みでございます。

また、土日、祝日は運行を17.5往復予定しておりまして、そのうち1日1往復を室戸方面まで運行することとしております。

停留所につきましては、むろと廃校水族館、ジオパークセンター、室戸岬、海の駅とろむの観光施設となっております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

次の質問に移ります。

DMV導入による地域観光や経済の活性化につながる方策が、

<p>議長</p>	<p>DMV導入協議会や四国の右下観光局などで話し合われたとお聞きをしております。</p> <p>結果、どのような取組が行われるようになったかご説明願います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>DMVの運行に向けた地域の活性化策としまして、両県並びに沿線自治体で構成されています、DMV導入協議会幹事会や地域の観光推進組織であります、あさチェン推進会議を中心に協議を進めてきたところでございます。</p> <p>取組の内容としまして、誘客広報、収益力向上、満足度向上、受入体制強化の4つに分類しまして、DMV沿線マップやプロモーションビデオの製作のほか、お土産やグッズの開発、甲浦駅舎の改修に加え、駅周辺の防犯対策やWi-Fiの整備、各駅や停留所付近の観光コンテンツの磨き上げや乗車予約システムの導入などにより観光客の誘客、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p> <p>8番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>

<p>議長</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>いろいろとお話なされたと思います。</p> <p>もう一つ最後にですね、本町独自の利用促進策があればですね、ぜひお聞きしたいです。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>DMVの運行が始まりますと、本町における路線バスと高速バスとの接続は、海の駅東洋町に集約をすることにしておりまして、公共交通の利用者の利便性が高まるのではないかと考えております。</p> <p>また、県内外から多くの方が訪れております海の駅が停留所となりますことから、DMVに関するグッズコーナーの設置、主要な施設にはポスターやのぼり旗等を設置することで、運行開始に向けた機運の醸成や地域住民並びに観光客への利用促進につなげてまいりたいと考えております。</p> <p>次に海陽町との連携ということになりますが、シェアサイクルの導入を検討しておりまして、両町の観光資源を活用した、周遊プランの造成などにより、誘客へとつなげてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>



	<p>平成12年度となっております。</p> <p>東洋町障害福祉計画については平成18年度、東洋町障害児福祉計画については、平成30年度制定となっております。</p> <p>障害関係の計画書は一体的に策定を行っております。</p> <p>改定については、2件とも3年に1回となっており、今回改定を行っている計画書の期間は令和3年度から令和5年度となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>私の質問で、全てということが出てましたが、全てとなればです、ね、膨大な資料になるということは私も承知しております。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>これまでの制定や改定時に議会や住民に十分な説明をなされているか。</p> <p>その点お聞きをします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(田岡 いずみ包括支援センター事務局長)</p> <p>福島議員の2つ目の質問にお答えいたします。</p> <p>今年度、改定を行っている計画書については現在、作成中であ</p>

るため前回の計画書について説明をさせていただきます。

まず、計画書2件とも広い周知というのは行っておりません。

障害福祉計画では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を目的として策定をするものでございます。

策定委員には、関係機関の代表者及び当事者などとなっております、町が委嘱をいたしております。

計画の目的、性質上、先ほども述べたとおり広い周知はいたしておりませんが、計画策定に当たりましては対象者にアンケート調査を実施し、障害者のニーズを踏まえた計画となるよう努めております。

介護保険関係計画書につきましても、策定委員には関係機関の代表者及び当事者などとなっております。

こちらの方でも65歳以上の方対象にアンケート調査を実施し、高齢者の方のニーズを踏まえた計画となるように努めております。

なお、計画書に記載をされている介護保険料、また、高齢者や障害者の方へのサービスなどについては対象者の方に周知を行っております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

<p>議長</p> <p>町長</p>	<p>質問の最後で、再問を1つだけしたいと思います。</p> <p>私の質問の出し方も悪かったかもしれません。</p> <p>今、仰るような計画のほかにですね、中期財政計画や東洋町総合計画、東洋町地域防災計画、教育振興基本計画、公共施設等総合管理計画とか、いろいろな計画があります。</p> <p>これらの計画へですね、多額を要する多年度に及ぶような重要な事業、これらについては、執行部はですね、議会や住民に説明する責任があると思います。</p> <p>検討委員会等にですね、住民の代表としてですね、オブザーバーとしてですね、議会を充てるあるいは事業ごとにですね、議員説明会を設けるなど、いろいろな方法があると思いますが、このことについては最後に、町長にお聞きして私の質問を終わりたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>これまでもですね、大きな事業でありますとか、光ケーブル事業が大きな事業でございましたけれども、海の駅再建計画でありますとか直近ではですね、集落活動センター建設への取組につきましても、各種団体や県などの協力を得ながらですね、検討委員会であったり、説明会など、適切な方法で取り組んできたところでございます。</p> <p>議員協議会などに説明すべき料金改定など、重要な案件と判断</p>
---------------------	--

議長

いたした場合には、当然時期とか様々な状況も配慮いたしまして、できるだけ予算案などについての資料提供を重視してきたところでございます。

また、財政状況につきましては、上期、下期、年2回ホームページで公表をしているところでございます。

今後とも、重要案件と思われる事案が発生をいたしましたり、中長期的な計画についてもですね、適切な時期に協議をさせていただくつもりでおりますので、今後とも、ご理解とご協力を改めてお願いを申し上げます。

以上です。

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君の質問が終わりました。

続いて、7番、田島毅三夫君の質問を許します。

件名は、災害危険区域指定の県通知に対する町対応を聞くほか7件であります。

答弁者は、町長ほかとなっております。

7番、田島毅三夫君、質問を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、質問させていただきます。

まず、1番目の災害危険区域指定の県通知に対する町対応を聞くということで、まず、一点お聞きしたいと思います。

2月22日、町内100か所を超える地域が災害危険区域として指定され、売買や分譲などに県の許可の取得などが制約、規定されました。



<p>議長</p> <p>産業建設課長</p>	<p>では、この大雨や洪水など、異常気象で多発する災害に土地の所有者としてどう対応すればいいのか。</p> <p>また、町として、その防災及び対策をどう支援するのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p> <p>(小池 昭平産業建設課長)</p> <p>それでは、田島議員の質問にお答えさせていただきます。</p> <p>まず、始めに確認をさせていただきたいのですが、田島議員の質問書に、2月22日、町内100か所を超える地域が災害危険区域として指定されたとありますが、これは2月6日と2月7日に開催されました、土砂災害特別警戒区域の指定についてということの件でよろしいでしょうか。</p> <p>(議席より、間違えていました。訂正しますとの発言あり)</p> <p>そしたら、それについて答弁させていただきます。</p> <p>現在、高知県では、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づきまして、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの調査及び指定を進めておりまして、現在、東洋町内において129箇所の指定区域があり、先ほども申し上げましたとおり、先月に指定区域の土地所有者を対象にして高知県による説明会が実施されたところでございます。</p> <p>土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊に伴う土石流により</p>
-------------------------	--

著しい危害が生じるおそれのある区域でありまして、近年全国で発生している土砂災害から人命を守るため、対策を講じる必要があるとされております。

その中で、田島議員の言われます売買や分譲などに、県の許可の取得など制約が規定されたとありますが、このことにつきましては、土砂災害特別警戒区域の指定後は、アパートや分譲住宅などの自己利用以外の住宅などの開発行為には、県知事による事前の許可が必要になるほか、居室を有する建築物、いわゆる居宅ですね。そういった新築等の際には、外壁の強化や基礎の強化並びに建築確認申請が必要な場合がございますが、個人での売買などにつきましては制約はございませんが、不動産業者等が宅地の分譲開発を行う際には、事前に知事の許可が必要だということですので。

次に、土地の所有者としてどう対応すればいいのかということにつきましては、現在、既に指定区域に住んでいらっしゃる方の居宅に対して規制をかけるものではございませんが、事前に土砂災害のリスクを知っていただき、危険度が高まった時に発表される土砂災害警戒情報や、町の避難勧告などを注視していただき適切な避難行動に結びつけていただきたいと思いますと考えております。

また、町としましては、土砂災害特別区域に指定されている場所につきましては、住民の不安を少しでも取り除けるように、県へ土砂災害防止対策工事等の要望を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

議長

7 番議員

7 番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫議員)

再問です。

私が聞きたかったのは、この今言う、大雨や洪水などの自然災害によってですね、異常気象によって被害が出る場合、持ち主としてはどうにもならないと。町としてどうしてくれるかということやったんです。

これは時間がないのでこれで終わります。

2 つ目かまいりますか。議長。

議長

(西岡 尚宏議長)

どうぞ。

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

返事してくれんと分らんやん。

震災対策として、高台造成と移転を求める件ということで一点、二点か、お聞きしたいと思います。

現状のような、ただ逃げるだけの防災対策だけでは、30年後には必ず発生する南海トラフ地震、津波によって、特に甲浦地区はほとんどの住宅が流失し、壊滅する予想です。

その防災復興には、高台造成と移転しかないと考えていますが、東松島の、一遍みんな行ってきましたね。視察行ってきましたが。ように、町が主体となって国や県の交付金を使った高台造成を行い、消防や医療機関、学校、集会所などの公共施設を始め、民家の順次移転を提案するが考えはありませんか。お聞きしたい

<p>議長</p>	<p>と思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
<p>副町長</p>	<p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>答弁をする前に、まず、ただ逃げるだけの防災対策と言われましてけれども、これまでですね、本町の津波避難対策を着実に進めてこられたのも、町内外のたくさんの方々のご協力のおかげであり、また、常日頃、施設管理に携わっていただいております、たくさんの方々の協力の下、成り立っているものであります。</p> <p>改めて感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>答弁の方いたします。</p> <p>甲浦地区への高台造成と移転についてのご提案でありますけれども、それにつきましては、南海トラフ地震対策の方法の一つとしては考えられます。</p> <p>しかし、今現在、地区からも住民の方々からも、高台へ移転したいとの要望はありませんので、いざ、南海トラフ地震が発生した直後の住民の命を守ることを最優先としておりますので、引き続き、命を守る対策として津波避難路の整備、住宅や公共施設の耐震化、避難所の運営対策などを実施してまいります。</p>
<p>議長</p> <p>7番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

(田島 毅三夫議員)

ただ逃げるだけと私が言ったのは、まず、その今言う津波が屋根の高さ、2階建て以上来るんですから、甲浦東はね。甲浦地区は。

そうなった時には、今言う避難タワーなんかには逃げて、山に逃げて、しかし、逃げても帰って来た時には、もう家が無いわけですから。そういうことを言いました。

2つ目の質問に入ります。

今、副町長が言いましたけれども、今回のですね、県の災害危険区域に指定された甲浦東、例えば、これは特定しますけれども、甲浦東地区は過去に3度も業者による高台造成が企画されましたが、頓挫しました。

しかし、東北震災のような震災後の復興では、住民さんの財産も生活も守れず人口は減少して町は壊滅すると不安視しています。

その対応のために、100パーセント補助金で賄えたという例を参考に、穴喰谷の川に沿って擁壁を立ち上げ、ヒワサキガソリン付近から山を削って埋め立て、高台を造成すれば50戸以上いけると思いますが、建つと考えております。

公共施設はもちろん、建て替えや結婚など、必要な方から順次移転してもらえば安心安全であり、復興費も大幅に節減でき、人口減少も食い止められると考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

議長

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えをいたします。

ご指摘の事例はですね、被災した後に適用する国の防災集団移転促進事業のことだと思いますけれども、条件的にですね、本町には適用が困難と思われるわけでございます。

本町としてですねは、これまでに、先ほど副町長が答弁しましたように、やれるところから、やれることをやるという方針でですね、まず、財源を確保しながら避難路の整備や耐震化、また、避難タワー建設など財政の許せる範囲の中で、防災、減災対策に取り組んできたところでございます。

そしてですね、中長期的には防災対策にも観光振興にも、また、産業振興にもつながるとの想いでですね、高規格道路の建設に積極的に取り組んできたところでございます。

高規格道路につきましては、一定の目処が見えてきたところでございまして、国の計画にも事業化決定をいただき、建設ルートも示され着実に進展していくものと期待をしているところでございます。

これらの状況の進展と変化も踏まえまして、今後、ご提言の高台造成につきましてもですね、適地を含め検討していかなければならない、そのような時期がきたのかなというふうに考えているところでございます。

また、国土強靱化対策も5か年延長されました。

財源の確保につながるのかどうか、検討も必要と思っております。

また、県はですね、21年度中に事前復興まちづくり計画の策

定を作るための指針をですね、市町村に示すというふうにいわれております。

その後に、沿岸19市町村と勉強会などを予定しているようでございます。

県とも連携いたしまして、事前防災における財源的なこと、当然、適地の選定など、また、用地の協力が得られるのか、更には現在の本町の財政が持ちこたえられるのか、被災前での高台移転の可能性でありますとか、実現性について検討しておくことは必要と考えているところでございます。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

田島さん。田島さん。

何回も言いますけど、ちゃんと手を挙げて名前を言うてから出てきてください。

あなた、ぷいと、こないしてから、ぷっと勝手に出てくるじゃないですか。

戻ってください、1回。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

うちは、手を挙げて、はいと言ひよんやきに返事してくれたらいいやかね。

議長

(西岡 尚宏議長)

返事を、なんで私がせんといかんのですか。

<p>7 番議員</p>	<p>あなたが、</p>
<p>議長</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今、答弁がありましたので</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
<p>議長</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>間、間でいらんことをぶつぶつ言わんとってください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>再問いたしたいと思います、町長の答弁に。</p> <p>この3分の2というのは、確かにそうです。</p> <p>今、県の方に聞きますと、一応国、県の方で3分の2は、造成費用を出すと聞いております。</p> <p>復興費用として、全額出たようですね。それは分かります。</p> <p>それから人命対策は、これはね、確かに今言う人工地盤やら、それから山の方へ逃げる、ほういう避難場所ができて、揺れたら逃げるということであれば全員助かると思います。</p> <p>私が言っているのは、それから帰って来た時のことを言っているんです。</p> <p>住む家が無いんですから、甲浦地区は。</p>



その対策として、この今言う高台移転造成を言っているんです。

それと今、国の国土強靱化ですか。それから県のまちづくり何とか言いましたね。

そういうものが仮にずっと出てきた場合には、ほんなら町としてそれを受けて、内容によっては甲浦地区の方の高台造成をやってくれるんですか。

それをお聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

やってくれるんですかと言われても、それは勉強会などを予定しているという段階でございまして、指針を県が示して、それから一緒に勉強会をやっていくと。

あくまでも事前防災ということでございますので、補助金のこととかですね、いろんな問題も出てくると思いますので、その中で可能性があるのか、東洋町が、先ほども答弁いたしましたように、用地の協力でありますとか、いろんな問題が出てくると思います。

そういった中で、判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

7 番議員

7 番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫議員)

町の方からそういう、音頭をとっていただいたら町の人も分かると思います。

これはこれで終わっておきます。

3 つ目の質問に入ります。

議員の兼職禁止の条例制定を求めるということで、一点お聞きしたいと思います。

自治法第 9 2 条の 2 には、議員の行政関係諸企業への関与の禁止が規定されております。

同じ自治法の 1 2 7 条には、それに該当すれば議員の職を失うとまで厳しく規定されております。

行政事業の請負や委託などを受けていますが、1 2 月議会での私の質問に副町長は、議員が倫理条例で禁止すればいいと答弁したために、今回質問さしてもらっております。

しかしですね、これは議会の方でやるというよりも、請け負わすところの大元である行政の方がですね、まず、利得関係を禁止しなければいけないと。

議会と行政が今のような状態であれば、癒着とまでは言いませんが、組するようになります。

そういう行政から利益を得る、仕事を請け負う人や、その支配人、責任者などになっては、議会がですよ、行政に対して意見が言えなくなります。これは常識的に。

そういうためにも、行政と癒着が出て議員としての意見が言えなくなったら、これは大変になりますので、町独自の行政関係事

	<p>業への関与禁止条例の設置を提案しているのであります。</p> <p>町長、どうかやって、設置してもらいたいが、お考えはいかがでしょうか。</p> <p>(自席より、議長、反問しますとの発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>長崎副町長。</p> <p>(議席より、早めに、簡潔にやってくださいとの発言あり)</p> <p>いらんことを喋らないでください。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>それでは、反問いたします。</p> <p>この質問ですけれども、12月議会も同様の質問でございましたけれども、先ほどの質問の発言の中で、12月議会での私の質問に副町長は、議員が倫理条例で禁止すればよいと答弁したとの発言がございましたが、私は、本当にそのような発言をしたのか。</p> <p>田島議員のどのような質問に対して、私はそのような答弁をしたのか確認させていただきますので、お答えください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

議長

今ここに、議事録は持っていません。

ちょっと休憩していただいて、もう一遍再確認してもらいたいがどうでしょうか。

(西岡 尚宏議長)

もう昼ですので。

ここで、ちょうどお昼の休憩もごさいますので、それを調べますので、再開は13時30分です。

(休憩時間：11時58分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時30分)

先ほど副町長から、反問がございましたが、その議事録を皆さんに配ってありますので、田島さん、これのどこを指してこういう書き方になったのか説明をしてやってください。

(議席より、それは時間の中に入りますか。ここにかまいませんかとの発言あり)

いやいや、それはちゃんと時間に入ります。

それは、反問が時間に入るんやき、一緒でしょう。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

85ページ見てください。

さっきの今、回してもうてるやろう、皆に。

私のところにありますね。

住民さんから監視チェックを付託された議員が町の事業を兼

	<p>業すれば、義理やおもねりによって行政に意見ができなくなるのは必定で、公平、公正な議員活動ができるように、自治法第92条の趣旨に沿って議員の兼業禁止条例の制定を求めますがいかがでしょう。これが質問なんです。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>聞つきゅう人が分からん。</p> <p>その早口でぱっぱと言わんと、ちゃんとやっちゃってください。</p> <p>分かりませんよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あなたたちは分かるけんどなあ。</p> <p>住民さんは分からんわなあ。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そう。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほんで、それを、結局それに対する、今のことに対する副町長</p>

は、自治法第127条の規定により、86ページです。127条の規定によりまして、議員を失職することになりかねませんので、こういうことがあるのであれば議会内部での問題提起とするべきだと考えておりますと。

で、その後に、ちょっと何段か後に東洋町議会政治倫理条例第3条第1項第10号にも規定されております。

これは、そのまま載せています。これに違反しないようにということです。

この今言う、それをすればいけないということですね。

92条の2項の禁止が規定されています。

そこで私は、何。

そこで私が87ページ、具体的に、私の上の段ですね。具体的に言えば町村に対する個人請負あるいは町村が経費を負担する事業についての、その期間に対する個人請負。

ほんでそれはちょっと飛ばします。

そういう意味で、これは町条例で規定できるということで、今要求しているんですと。

日高村でもこういうことが緩和されておりますので、そういうことであれば町も町条例の中でそれを厳しく規定してくださいというのが、うちの質問やったんです。

それに対して副町長は、議員の倫理の問題、要は日高村は今日ですね、政治倫理条例の改正を行ったというところでありますので、議員間の中で政治倫理条例の見直しあるいは改正などの提案をしてはどうかというふうに思いますと、こう言ってますね。

ほんでこれを私は、今、今回の質問の中で、副町長はこう言ったということを行ったんです。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここへ書いてあるのは要するに、議員が倫理条例で禁止すればよいと書いちゃあるじゃないですか。</p> <p>この副町長が言うたがは、見直しあるいは改正などの提案をしてはどうですかと。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あのね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここの違いですよ、要は。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あのね、</p> <p>(議席より、全然・・・との発言あり)</p> <p>黙っちゃってください、自席から。</p>
議長	

7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>これは田島議員、全然違いますよ。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>なんですか。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>禁止すればよいと、</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>なんですか。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提案して改正したらどうですかというのは、それは全然違うんじゃないですか。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>こんだけの、質問、質疑、答弁をこんだけ何行も何行も何回もやっているものを、こればの1行でまとめるのやったら、こういうくらいの形にはなります。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは違います。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>要約、要旨です。</p>



議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは違います。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どこがいかんの。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>これはここへ、禁止すればよいと書ききっておりますので、そういう嘘は書かないように。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だあ、今言うように、どうかというように思いますと書いちゃあらあね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>思いますの後に、</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だあ、まあ、ほんでそれは今言うように、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたはいつもそういう、何をするやないですか。</p> <p>それは間違いです。</p> <p>下がってください。</p>

副町長

(自席より、議長、反問しますとの発言あり)

長崎副町長。

(長崎 正仁副町長)

この質問の内容については、何点か反問させていただきますので、

(議席より、答弁ですか。反問との発言あり)

反問。

この質問ですけれども、議員と町との利得関係を禁止を指しのご提案と思いますけれども、参考にちょっとお聞かせください。

仮に、仮にですよ。議員が町施設の海の駅東洋町へ出品した場合、その商品が売ればですね、その15パーセントを町へ支払うようになりますけれども、このような行為も田島議員の言う利得関係の対象となるのか、お考えをお聞かせください。

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それは、請負ではありません。

議長、この質問はこれで終わります。これで終わります。

ほんで次のに移りますので、これでいったん終わりますので。

<p>議長</p>	<p>(自席より、まだ答弁してないですとの発言あり)</p>
<p>7番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>答弁をしてないですよ。反問して。</p> <p>答弁を聞いたらどうですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>答弁要りません。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それはほやけんど、あなたが、</p>
<p>議長</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>答弁て、今再問やきに、再問やきに。再問だから。</p> <p>答弁やったら、また再問であるかも分からんから。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、田島議員がね、最初ね、それを質問をしてるんで、反問は別として、これの答弁はもらわんと。</p>
<p>議長</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちょっと、そうになったら、また、わしが反問されて。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>長崎副町長。</p>

副町長	<p>答弁をしてください。</p> <p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>まだ反問があるんですけど。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>反問あるん。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>内容の確認せないかん。</p>
議長	<p>(議席より、どうなれ、こんなことしてからとの発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それやったら、反問してください。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>そしたらまた、質問内容について、ちょっと確認をさせてください。</p> <p>この質問の中で、通告書の方で議員の何人かがそれに抵触の恐れのある行政事業の請負や委託などを受けているかとあります。</p> <p>田島議員は、この部分を先ほど飛ばしましたけれども、議員の兼職禁止規定に抵触する恐れがあるとしておりますけれども、この際、地方自治法第92条の2は、議員の兼業禁止を規定しておりますので、その恐れがある議員の行為を、ここで明らかにしてはどうでしょうか。</p>

議長	<p>議員は、私生活の言論をしてはならないとされておりますので、その辺には十分にご留意されて、お答えいただければと思います。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>次回の議会で十分に説明いたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>次回の議会じゃいかんで。</p> <p>あなたが質問しよんのやきに。</p> <p>あなたが書いたことでしょう。</p>
7 番議員	<p>(自席より、継続審査やないとの発言あり)</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>進めてください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>進めてください。それは私がすることですから、あなたが言うことじゃありません。</p> <p>その、もうちょっと、きちっとやってもらわんと、都合が悪くなったら次回の議会でとか、そういうことは困りますよ。</p>

<p>副町長</p>	<p>(議席より、ちょっとかまいませんか、自席でとの発言あり)</p> <p>副町長、この答弁は。</p> <p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>答弁。</p> <p>反問には、もうお答えできないと。</p> <p>(議席より、反問やろとの発言あり)</p> <p>根拠があって書いてるんでしょう。</p> <p>(議席より、それは次の議会でちゃんと説明しますとの発言あり)</p> <p>次の議会ってそんなん、継続審査らできんでしょう。</p>
<p>議長</p>	<p>(議席より、いやいやとの発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そんなものは、できんですよ。</p> <p>(議席より、規定があったら調べてくれ。いかんというやったらとの発言あり)</p> <p>(議席より、根拠があるやったらとの発言あり)</p>

7 番議員	<p>(議席より、黙っちよrinaさい、あんたは。うるさいとの発言あり)</p> <p>もう田島さん、ここでやらのやったら、次からこれが出てきても受け付けませんよ。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>けれど、今言う、時間がないんですよ。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、何を言うても駄目です。 あなた、そんなこと言うても。 やるんやったら、ここでやってください。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから、ほれやったら一遍、議長会でも確認してください。 振興課でも。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、そんなことはここで判断しますので。 やらのですか。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>時間がありません。 4 番に移ります。</p>

7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、それはあなた、都合が悪くなって4番移りますいうて、まだ質問した答弁もうてないきそれはいけません。</p> <p>答弁ささにゃあ。</p> <p>それは住民さんは、あなたがそういう質問して答弁ささんかったら分かんじゃないですか。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>時間がもう。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなた、何を言うんですか。</p> <p>田島さん。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先ほどの、その、それに該当する議員のことを言うんですか。</p> <p>そうやなかったらいけませんよ。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そこで、確認しておきます。</p> <p>9 2 条の 2 には、こう書かれております。</p> <p>関係諸企業への関与禁止。</p>



議長	<p>関与なんです。</p>
7番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、ほやきんそれを、</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まあ、ほんで、ほやきに説明しよるやかね。</p>
議長	<p>待っちょりなさい。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>待ってなさいじゃないでしょう、あなた勝手にそこへ出てきて。注意しておきますよ。</p>
7番議員	<p>私が、7番、田島毅三夫君言いましたか。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>手挙げました。はい言いました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>誰が、はい言うたんですか。</p> <p>はい言うて、私が言うまであなたほな、はい言うたらどこでも出れるんですか。</p>
7番議員	<p>もっとちゃんと議場の規則を守ってください。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう一度再確認しておきます。</p>

<p>議長</p>	<p>この92条の2という区分について、関係諸企業への関与禁止。</p> <p>議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、請負をするもの及びその支配人になることはできないと、こうなっております。</p> <p>このことに、皆さん関わる人がいなければいいです。</p> <p>いればいかんから、私はこういうことで、恐れがあるということでは言いました。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたね、それに抵触する恐れがあるように書いちゃあるやか。</p>
	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>恐れがあるですからね。</p> <p>ほんでこれはもう、裁判で争いましょう。</p> <p>ほうやなかったら、ここではなかなか、</p> <p>(議席より、根拠がないとの発言あり)</p> <p>名前を出すまでできません、これは今。</p> <p>名前を出すわけにいきませんかでしょう。</p> <p>ほやきに、恐れやきに。</p> <p>確定して私は、この人だと言ってるんやったら、名前出しますよ。</p>
<p>議長</p>	<p>けんど何人もあると、こういう言い方したんですが、それは今ここで個人名言えません。</p>

副町長

(西岡 尚宏議長)

個人名を言えんようなことを書いてきたらいかんでしょう。  
長崎副町長。

(議席より、根拠がないこと言うきんとの発言あり)

(議席より、これじゃいかんな、これで・・・やなどの発言あり)

勝手な発言は、2人ともやめてください。

(長崎 正仁副町長)

まずですね、12月の議会では議員の兼業禁止について、田島議員が日高村議会の例を挙げて、兼業禁止規定の緩和について見直されたと同様に条例制定できないかとの質問を受けて、そうであれば、兼業禁止に抵触するとかの問題ではなくて本町議会も同様に、倫理条例第3条の規定について、兼業禁止規定の緩和を求めて議員間で改正をすればどうですかと答弁をしたのでありまして、倫理条例で禁止すればよいというような趣旨の答弁はしておりません。

禁止と緩和では大きな違いがあります。

答弁しますけれども、田島議員が兼業禁止規定を理解されていないと、かみ合わないと思います。

質問の趣旨からしますと、町と議員間の利得関係の禁止を掲げておりますけれども、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止規定以上に、厳しく取り締まろうとする条例制定は、違

議長	法行為となる恐れがありますので制定する考えはございません。
7番議員	(西岡 尚宏議長) 7番、田島毅三夫君。
議長	(田島 毅三夫議員) ちょっと待ってくださいね。
7番議員	(西岡 尚宏議長) 自分の都合で待ってくれというのは時間に含みますよ。
議長	(田島 毅三夫議員) ちょっと待って、そこ立ってから計ってくださいよ。 資料がない。
7番議員	(西岡 尚宏議長) 田島議員。
議長	(田島 毅三夫議員) はい。
7番議員	(西岡 尚宏議長) あなた、いつも言いますが、手を挙げる前にちゃんともう自分の、何してから挙げてください。  (田島 毅三夫議員)

議長	<p>そうです。そのとおりです。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>挙げてから待ってくださいうのは駄目ですよ。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そうです。</p> <p>どこやったか。</p> <p>ほんまにおかしいなあ。</p> <p>ちょっと休憩してくれませんか。</p> <p>すみません。謝ります。</p>
議長	<p>はい。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p>
議長	<p>後何分ありますか。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 分です。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>4 番、地域活性化センター設置工事の現状、進捗状況を聞くと いうことで、1 つ目、1 月 22 日の臨時議会で質した、周辺住宅 への被害の補償の交渉は進んでいますかという質問です。</p>

議長	<p>どうぞ、お願いします。</p>
総務課長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p> <p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>建設現場では、地盤改良の方も順調に終えまして、現在、改良に使用した機材の搬出作業にかかっているところでございます。</p> <p>これからは、影響のあった家屋等の中間調査を進めてまいりまして、工事着手前に行いました家屋調査との被害の程度がどのくらいあるのか比較調査を行っていく予定でございます。</p> <p>この調査の結果により、修復をどのように行うか、その細部を関係者と協議の上、進めてまいりたいと考えております。</p>
議長	<p>以上です。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>4 番の 2 番目の質問さしてもらいます。</p> <p>その交渉は業者が対応しているのか。</p> <p>業者と一緒に話進めているんですか。</p> <p>それとも、町が独自でやっているんですか。</p> <p>また、その補償も工事延期費用同様、全額町が負担するのでしょうか。</p>

議長	お聞きしたいと思います。
総務課長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p> <p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>現在、家屋の中間調査の結果が出ていない状況でございますので、その修復方法や費用等、不確定な部分が多くございます。</p> <p>家屋等の被害に遭われました方に対しまして、町を中心に施工業者、監理会社で対応をさせていただいているところでございます。</p> <p>また、修復の費用負担につきましては、集落活動センターを完成させることを優先し、工事の中断の原因となっておりました、湧水対策に注力をしてきたことから、現在も3者での継続の協議となっております。</p>
議長	以上です。
7番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>再問がありますが、やめておきます。</p> <p>5番目の質問に入ります。</p> <p>海の駅振興には、毎日収集のステーションと出品者の増加が必要だと思いますということで、お聞きしたいと思います。</p>

<p>議長</p>	<p>1つ目、出品者、販売者、購入者の3者の増加が、店の発展の要素であります。特に第一の地場産品の生産、出品者を減少させてはいけないと思います。</p> <p>そのためにも、今後の地場産品の増加策として、現在、名留川地区に週1回行っております産品収集を全町内に広げ、ステーションを設置し、車のない人から要請あれば収集し、販売する、そういう体制を求めますがいかがでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p> <p>(小池 昭平産業建設課長)</p> <p>それでは、田島議員の質問にお答えします。</p> <p>2月末時点での出品登録者数ですが、現在271件となっております。出品者数は増えております。</p> <p>現在の店舗等の状況から、鮮魚、農産物に関しては陳列スペースの空きがないため、町外からの新規の出品申込みはお断りしている状況でありまして、集荷先を増やしても陳列スペースが確保できないなどの問題が生じる恐れがあることと、商品の管理を出品者に行っていただいているため、収集すれば出品者自身での商品管理ができないことから、ステーションの設置等は、現在は考えておりません。</p>
<p>議長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>



7 番議員	どうぞ。
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>かまいませんか。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今言いましたきん。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>1つ再問があります。</p> <p>町外分は、今のところ順調に伸びているところありました。</p> <p>私が言っているのは、この先ですよ。</p> <p>この先どんどんどんどん高齢化してから担い手も後継者も減っているんですよ、人口もね。</p> <p>この中で、今後どうするかということを聞いているんです。</p> <p>これは、答弁はいいです。</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>2つ目、旧高校の体育館にでも、冷凍庫や乾燥機、搾汁機や瓶詰、缶詰の製造機器、お茶の葉の揉み機など、種々そういう、製造器を揃えたですね、誰でも利用できる加工所の設置を求めますが、どうでしょうか。</p> <p>そこで製造した製品を海の駅で販売、いっぱいならまた、何ちゃあ、ふるさと納税でもかまいません、何でも使えると思います。</p> <p>副収入や介護予防、生きがいにもつながり、ひいては町特産品の開発にもつながりますが、加工所の設置を町長、お願いしたいがどうでしょうか。</p>

<p>産業建設課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p> <p>(小池 昭平産業建設課長)</p> <p>それでは、私の方から田島議員の質問にお答えさせていただきます。</p> <p>加工所の設置を求めるがどうかということですが、田島議員もご承知のとおり加工所につきましては、加工する製品等についてそれぞれ設備等が異なっておりまして、言われる種々揃えた誰でも利用できる加工所の設置は難しいのではないかと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>議長</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あの、</p>
<p>7番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>再問ですか。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>再問というか、ちょっと提案だけしちよいてから変わります。海の駅もそうなんですよね。</p>

	<p>今まで代々の町長がどうしてもできなかったのが、前々町長がやって初めてできたようなもので、やはりこういう加工所も、なるべく早くやっておくべきやと思います。</p> <p>それから、6番目に入ります。</p> <p>東洋町再生町民全体会議の立ち上げを提案するがどうでしょうかということです。</p> <p>このまま放置すれば、後5年、10年もすれば、本当に町は潰れると心配しております。</p> <p>その防止、再建のためには、全住民が団結、連携して私利私欲を捨てて対応しなければいけない。こう考えております。</p> <p>全産業、職域を超えた20人から30人くらいですね、仮称ですけども、再生町民会議を立ち上げ、各種方面からの振興再建策を持ち寄り、町全体で議論、協議してみようではありませんか。</p> <p>町長の考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>これまでもですね、</p> <p>(議席より、そうですとの発言あり)</p> <p>過去に何度か同じようなご提案をいただいたように記憶しております。</p> <p>現在ですね、様々な町の機関も含めまして、いろいろな組織も</p>

議長	<p>あるわけでごさいまして、様々なご意見もいただいてきたところ          でごさいます。自主的な任意組織もごさいます。</p> <p>これまでも様々なご提言や取組を伺っておりますし、取り入          れる点や支援が必要であれば、必要に応じ対応してきたところ          でごさいます。</p> <p>今回のご提言には、今の段階では必要はないというふうに判断          いたしております。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ごめんなさい、後何分ある。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>4 分 2 0 秒。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3 分 2 0 秒。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>4 分 2 0 秒。</p>
7 番議員	<p>1 分前になったら言います。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういう答弁をもらいました。</p>

<p>議長</p>	<p>けれどもね、町長。</p> <p>今ほんまにこの東洋町の現状、それから将来ですよ。</p> <p>こういうことを考えた時に、このままいってどうするんですか。</p> <p>このままいって、もう本当に年間70人80人という人口が減っている。少子高齢化、子どもは増えていない、人は増えていない、産業は減っていく。</p> <p>こういう状況の中で、このまま放置するんですか。</p> <p>もう一度お聞きします。</p> <p>こういう全住民が集まって、協議するような場はとれませんか。</p> <p>もう一度聞きます。</p>
<p>町長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>先ほどのとおりでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(議席より、そうですかとの発言あり)</p>
<p>7番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>7番目の、コロナについてお聞きします。</p>

議長	<p>同僚2人の方から、議員からいろいろ聞いております。</p> <p>だぶるところがありますので、なるべく除けていきますが、よろしくをお願いします。</p> <p>この今言う、ワクチン接種のできる方の中にですね、今回まず、3月の十何日から4月中やったかな、に、医療関係者から始めるということがありました。この中に保健婦さんや高齢者への対応してくださっているヘルパーさんらも入るのでしょうか。</p> <p>まず一点お聞きしたいと思います。</p>
7番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
7番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それ、1番と2番が一緒になっちゅうきん、一緒やったら一緒って言うてくれんと皆さん分かりません。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>1番と2番。</p>
7番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番と2番、一緒ですね。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p>

<p>議長</p>	<p>違うやろ。違う違う。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>分かりました。</p> <p>築地住民課長。</p> <p>(築地 仲音住民課長)</p> <p>田島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>保健婦さんや高齢者へのヘルパーさんらも入るのかという点について、お答えをいたします。</p> <p>医療従事者等に対する接種につきましては、県が調整を行うこととなっております。</p> <p>その医療従事者等の中に、自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染者に頻繁に接する業務を行う者として、患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等とありますけれども、保健婦やヘルパーはこれには当てはまらないと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>以上です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2 番目です。</p> <p>国の説明では、65 歳以上の一般高齢者の接種は、4 月 12 日から始まると、こう言われておりますが、その中に基礎疾患とい</p>

	<p>うことが問題になっておりますが、この基礎疾患を持っている方というのは、その時の予約する時のその条件として、本人からのお願いになるんですか。</p> <p>それとも、どこかの先生からの、そういう診察とか必要なんでしょうか。</p> <p>議長 お聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>築地住民課長。</p> <p>(議席より、4行目です築地さんとの発言あり)</p> <p>7番議員 田島議員。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議長 失礼、申し訳ない。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>住民課長 自席から勝手な発言はやめてください。</p> <p>(築地 仲音住民課長)</p> <p>田島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>基礎疾患は自己申告かという部分</p> <p>(議席より、そうです、そうですとの発言あり)</p>
--	---



議長	<p>にお答えをいたします。</p> <p>基礎疾患は自己申告となります。</p> <p>予防接種の予診票に病気についての記載欄がありますので、予診の際に確認することになります。</p> <p>以上です。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2 分ぐらいありますか。</p> <p>何分ありますか。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2 分。</p>
	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>後 2 分。</p> <p>3 番目の質問に入ります。</p> <p>6 5 歳以下の方は 7 月以降と説明がありましたね。</p> <p>これは、その時になってやっていきましょう。</p> <p>接種はどこで、どのように、ごめんなさい、これは B &amp; G ということを聞きましたね。そうですね。</p> <p>では、その後に、予約制かどうか。</p> <p>もし、予約制であって、急遽その予約を取り消すと。体調が不調なんかでね。事情があって。</p>

<p>議長</p>	<p>そういう方は、どうなるのでしょうか。</p> <p>また、副反応があった場合の対応も考えておかなければいけません。そういうことも引くくめた、接種マニュアルを事前に作っておいたらどうかという考えがあります。</p> <p>そのことについて、どうかお聞きしたいと思います。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>築地住民課長。</p> <p>(築地 仲音住民課長)</p> <p>田島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>予約制かということについて、お答えをさせていただきます。</p> <p>場所は、東洋町B &amp; G海洋センターの方で、高齢者の方の集団接種を行う予定としておりまして、何日か設けて接種を行う予定であり、予約をいただくこととなります。</p> <p>当日来られない場合は、他の日程で都合のいい日がありましたら、振り替えることは可能と考えております。</p> <p>次に、副反応についてでございます。</p> <p>副反応のアナフィラキシーなどに対応するために、会場内には血圧計、体内の酸素濃度を測るパルスオキシメーター、蘇生セット、酸素ボンベ、簡易ベッドなどを準備する予定でございます。</p> <p>また、当日の救急搬送に対応できるよう消防や関係医療機関へも事前連絡をしたいと考えております。</p> <p>接種マニュアルについてでございますが、3月中旬までに作成をすることとなっております。他市町村のマニュアルなどを参考に期限内に作成できるよう準備をしております。</p>

<p>議長</p>	<p>以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>田島さん、1分1秒です。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>1、うん。</p> <p>再問1つだけ。</p> <p>その発症した時の手当は、その今言う、接種に来られている医療関係者がやってくれるんですか。</p>
<p>議長</p>	<p>お聞きします、それだけ。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>築地住民課長。</p> <p>(築地 仲音住民課長)</p> <p>田島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>医師もおりますが、エピペンなども用意しておりますし、緊急搬送にも備えておりますので、適宜対応していくということで答弁をさせていただきます。</p>
<p>議長</p> <p>7番議員</p>	<p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

議長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>先生は、どなたが来てくれるんでしょう。</p> <p>これ1つ、最後。</p>
住民課長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
議長	<p>(築地 仲音住民課長)</p> <p>田島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>日にもよりますけれども、寿美先生と仁木先生にお願いをしているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
7番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>8番目の、最後の質問です。</p> <p>甲浦漁協の冷凍施設設置計画の進捗状況を聞くということで、お聞きしたいと思います。</p> <p>甲浦漁協が冷凍施設を設置するので、公園と土佐日記碑が邪魔になる。撤去せよ。しなければ訴えることもあると、こう町の弁護士から甲浦未来会に通達が来ておりますが、どれほどの大きさの冷凍施設を、いつ、どこへ設置するのかお聞きしたいと思います。</p>

議長	<p>(自席より、反問しますとの発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>長崎副町長。</p> <p>反問です。</p>
副町長	<p>(議席より、反問との発言あり)</p> <p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>先ほどですね、町の委任弁護士の方から、甲浦漁協が冷凍施設を設置するので、公園と土佐日記碑が邪魔になる。撤去せよ。しなければ訴えることも考えると通達が来たとの発言がありましたけれども、しなければ訴えると本当に、そのような内容で書かれていたのか。</p>
議長	<p>確認したいのでお答えください。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>撤去しなければ訴えることもあると、こう言ったんです。</p>
議長	<p>(自席より、議長、答えになってないとの発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p>
副町長	<p>長崎副町長。</p>

(長崎 正仁副町長)

答弁の方します。

邪魔になる、撤去せよという表現は、よくできた要約だと思いますけれども、しなければ訴えることも考えるとかではなく、法的措置を講じざるを得ないというふうに書いております。

(議席より、得ないこともあるやろとの発言あり)

法的措置というのは、訴訟を起こす以外の手段もあるということを理解しておいてください。

答弁の方いたします。

高知県漁協東洋支所が設置する冷蔵施設については、令和3年度に設置する予定でありましたけれども、コロナウイルスの影響による漁獲量の低迷によりまして、延期を余儀なくしていると伺っております。

規模につきましては、冷蔵庫自体の幅ですけれども約2.5メートル、

(議席より、2.5メートルとの発言あり)

2.5メートル。長さは約12メートル、高さは約2.9メートルで、トレーラーと同規模の大きさをイメージしていただけたらと思います。

設置位置についてですけれども、甲浦未来会の公園位置にということで町と漁協間で合意しておりましたけれども、申請間際に

	<p>なっても公園はそのままの状態であることから、漁協施設の敷地内も視野に入れているようです。</p> <p>いずれにしても、撤去を求めています甲浦未来会の公園位置がベストであります。</p>
<p>議長</p>	<p>(議席より、まだいけますかとの発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p> <p>30秒ありますが、田島さん、先に言うちょきます。</p> <p>さっきも、議員の兼業のところでも言うたけど、ここもそうじゃないですか。</p> <p>おたく、訴えることもあるいうて、おたく自分が言いましたよね。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そうです。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>これへ書いてあるのは、訴えると書ききってあるでしょう。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はいはいはい。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>こういうのを、議会へ出してくる文書で、こういうのはやめて</p>

<p>7 番議員</p>	<p>ください。</p> <p>これは嘘になりますので。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p>
<p>7 番議員</p>	<p>もう 30 秒です。</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p>
<p>議長</p>	<p>質問で、改正したんです。変えたんです。</p> <p>これは、どういうことです。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p>
<p>7 番議員</p>	<p>ちょっと待って、何を変えたん。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p>
<p>議長</p>	<p>今言うた、その訴えるというところを、</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、こういう、訴えると書ききることはね、田島さん。</p> <p>違う、嘘のことやき、こういうのをこういうのへ書いてこんど、</p>
<p>7 番議員</p>	<p>ちゃんと訴えることもあると書いてきてください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p>



<p>議長</p> <p>7 番議員</p>	<p>はい、分かりました。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>これは、虚偽になります。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>後なんぼ、20秒。</p> <p>どなんですか。</p> <p>こういうものを東洋町の、ほの今言う、何が、漁協さんがお願いして、町がそれをどのようにしてから支援する予定やったんですか。</p> <p>それが中止になった場合は、それはもう今年度中止なのか、それともコロナが終わったら、またやるということですか。</p>
<p>議長</p> <p>副町長</p>	<p>それだけ聞かしてください。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>長崎副町長。</p> <p>もう時間はありませんので、答弁を簡潔に。</p> <p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>設置費用の一部を町の方で負担するようになっております。</p> <p>今コロナで甲浦支所だけでなく、高知県漁協全体で事業がストップをしているという状況でございます。</p> <p>(議席より、コロナが終わればやるということやねとの発言あ</p>

議長	<p>り)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>勝手な発言はやめてください言うたでしょう。</p> <p>(議席より、質問しちゃあるとの発言あり)</p> <p>田島さん。</p> <p>質問しても答弁しゆう時は、自席から勝手な発言はやめてください。</p> <p>(議席より、答弁漏れとの発言あり)</p> <p>いつも言いゆうじゃないですか。</p> <p>(議席より、答弁漏れがあると・・・との発言あり)</p> <p>うるさいです。</p> <p>7番、田島毅三夫君の質問が終わりました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。</p> <p>これにて本日の会議を閉じます。</p> <p>これで、令和3年第1回東洋町議会定例会を閉会します。</p> <p>これにて議会放送を終了いたします。</p> <p>どうもお疲れ様でございました。</p> <p>(閉会時間：14時08分)</p>
----	---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員